

平成 2 9 年 第 3 回

千 早 赤 阪 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 9 年 8 月 2 日 開会

1 日 間

平成 2 9 年 8 月 2 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成29年第3回千早赤阪村議会臨時会会議録

1. 招集年月日

平成29年8月2日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一

会計管理者兼 中 野 光 二

兼総務課参事 住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 和 田 博 幸

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 蔦 亜紀朗

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第53号 専決処分（千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

日程第4 議案第54号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について

- 日程第 5 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 6 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 8 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成２９年第３回千早赤阪村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、４番田村議員、５番千福議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日８月２日の１日といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日８月２日の１日と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第３、議案第５３号専決処分（千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５３号は、平成２９年７月１９日付で専決処分いたしました千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、条例別表で定める農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 議案第５３号専決処分（千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて御説明いたします。

この改正は、平成２８年１２月２１日に施行いたしました千早赤阪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例において、その附則によって改正する千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の別表で定める農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額について、その改正内容に誤りがあったため、新委員への適用日前である平成２９年７月１９日に地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分により条例改正したものでございます。

新旧対照表をごらんください。

別表第１第２条関係中、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額について、年額１１万１，０００円とあるのを年額１１万円に改正いたしました。施行日は公布の日となっており、平成２９年７月１９日付で公布施行したものでございます。

なお、今回の改正は事務上のミスから改めて改正が必要となったものであり、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 農業委員さんに対しては、単なる事務的ミスではありますが、このことは農業委員さんには伝わってないですね。というのは、単なる事務上のミスだけでおさまるのならそれでいいんですけども、農業委員さんに１１万１，０００円ということが伝わって、１１万円になったよということになったら、またいろいろ説明とかも要りますけれども、その辺についてはどうなんかも尋ねします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 新委員の農業委員さんには正式にお伝えはまだしていない状況です。ただ、８月８日に農業委員会がございますので、その時点で改めて御説明はしたいと考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 非常に単純なミスで、私たちもこういったことはついついやりかねないこともあり得ると思いますが、先ほどもおっしゃいましたように、こういうことのないように注意するということではと言っていましたので、ぜひそういうことでお願いしておきたいと思います。

○田中議長 ほかにございせんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第５３号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第５３号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第５３号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第４、議案第５４号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５４号は、千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、環境に関する基本的な理念及び施策を定める条例の制定に向け、有識者の専門的な見地から助言や御意見をいただき、また地域住民の代表者等からは地域の実情をお聞きし、条例に規定すべき内容など必要な事項の調査検討を行うための検討委員会を設置するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を清水副村長。

○清水副村長 それでは、議案第54号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について御説明をします。

この条例改正の主な内容ですが、村の豊かな環境保全をするための（仮称）環境基本条例を制定するに際し、必要な調査検討をいただくものでございまして、地方自治法第138条の4第3項並びに第202条の3第1項の規定に基づき、村の附属機関として専門家や住民の代表から成る検討委員会を設置するものであります。

それでは、新旧対照表により説明をいたします。

1ページをごらんください。

第1条（1）村長の附属機関、千早赤阪村ESCO提案審査会の次に千早赤阪村環境条例検討委員会を追加するものでございます。内容につきましては先ほど冒頭でも説明したとおりですが、今後の条例改正の進め方について若干説明をいたします。

まず、最初のステップといたしまして、住民の方々に参加をいただいたワークショップで条例の理念あるいは規制の範囲等々について課題整理を行うということにいたしております。一定の方向性が出た時点で、次のステップとして村が条例案を作成し、検討委員会に諮問して議論をいただくということにしております。委員会のメンバーといたしましては、環境や法律の専門家だけではなくて、ワークショップに参加いただいた住民の方の中から2名から3名程度委員として加わっていただく予定でございます。

最後に、なぜ臨時議会かということについて少し補足説明をいたします。

昨年12月議会で質問いただいて、村として環境条例を制定していくということについて御回答を申し上げました。その後、庁内で環境条例の所管について議論をしてみりましたが、条例についてどういった範囲、どういった分野を盛り込むのか、あるいはどこの課が所管するのか、こういった調整をしておりましたが、なかなか解決の糸口がないと、時間がかかったということで6月議会への条例案あるいは予算案の上程には間に合いませんでした。

しかしながら、3,000名を超える方々から署名が出されており、組織としての所管問題にこれ以上時間を費やすということは不毛の議論であろうということで、7月20日付でPT、プロジェクトチームを立ち上げ、以降はPT主体で条例制定に向けた作業を進めるということにして、今回臨時議会の招集を行ったものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 この間の小吹台の入り口の問題に端を発しまして、村の環境保全ということ

に対する非常に住民の関心がある中で、村もいろいろと頑張っていた中でこういうふうにやられたわけでございます。

そして、今専門家含めて7名以内で委員会を立ち上げていただくということでございます。当初より、早急にやって実際に村に適合するものができるのかどうかという考えからしますと、じっくり検討していただいて内容のあるものというふうに私たちも考えておりました。今後、副村長のほうから説明いただきましたけれども、最終、そこを切ってしまうとどうかと思いますけれども、今後の予定などをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 いつまでにつくるかということは、これからどういう手順を踏んでいくかということと非常に関連するのかなというふうに思います。一口にこの条例制定と言いましても、さまざまな課題があります。これは3月議会の御答弁でも申し上げたとおりでございます。

例えば、理念条例なのかどうなのかということです。あるいは、法律の規制に対する上乗せ、横出しをするような条例にするのかどうか。この辺については、特に小吹台ということに限定をして申し上げますと、今現在行われている古物商、あるいはもともとやろうとしていた解体業、これについては裁量余地のない羈束行為ということになっておりますから、仮に条例等で何か規制するということになっても、これは上乗せ、横出しができないだろうというふうに思います。

実態としては、多くの自治体で環境条例というのは制定されてますけど、どちらかといえば理念的な条例、これがほとんどでございます。ですから、恐らく村としてもそういった条例を目指して制定をしていくということになろうかと思います。

問題はその範囲です。どういう行政分野を規制していくのか、公害分野だけなのか、あるいは景観なのか、空き缶なのか、たばこのポイ捨てなのか、放置自転車なのか、あるいは落書きなのかとか、最近では犬のふんみたいなこともありますし、空き地の雑草。際限ないわけですね。ですから、やっぱりこのあたりはワークショップをきちっとする中で、住民の皆さんがどういうふうな思いでおられるのかということをしっかり受けとめた上で課題整理をしていく必要があるだろうというふうに思ってます。

そういう意味では、ワークショップというのは多分3回ないし4回ぐらいやっていかないといけないだろうし、それを踏まえて条例案づくりということに入るわけですが、その検討の委員会というのもやっぱり3回程度要るだろうと。そういうことを考えると、できるだけ早くというふうに思いますが、やっぱり今から開始すると1年ぐらいの時間は必要



ではないかというふうに思っております。ですから、早くて来年の6月議会への提案を目指して作業を進めていきたいというふうに思います。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 期限を切って慌てるよりも、ワークショップなどには住民も入って、検討委員会の中にも住民が入っていただくということで住民も納得、これはだめなんやとか、これはいけるんやとかという、そういうことも理解しながらやっていただきたいなという思いは私もしております。

そしてもう一つ、住民の中にはいろんなレベルという失礼ですけども、これにかかわっている人については割と理解しておられますけれども、3月の請願が採択された、条例ができたことによって、解体業者は撤去されるもんやというふうに誤解しておられる人もおりますので、それは地元で十分検討していく中で住民も理解していってもらえると思います。

もちろん今回の条例は、小吹台のことに限らず今後の村の環境保全ということでございますので、住民も入っていただくということでは非常に私たちも助かりますけれども、非常に責任の重い委員会、住民さんにとりましてもなると思いますが、そうしたことも含めましてやはりイニシアチブとってもらうのは行政になると思いますけれども、それは今後どこが主管していただくのか、その点をお尋ねしておきます。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 今、先生御指摘いただいたように住民の理解というのは多分さまざまでございますので、ワークショップの中でやっぱりできることできないことも含めて、そのあたりはしっかり議論していきたいというふうに思ってます。

それと、それをどこがこの作業をリードしていくのかということですが、冒頭の説明でも申し上げましたように、なかなか規制範囲をどの行政分野まで広げるのかということがはっきりしておりませんので、この7月20日に立ち上げたPTを主体として今後の作業をしていくということにしております。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第54号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第５４号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第５４号に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第５、議案第５５号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５５号は、平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第４号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ３１０万６，０００円を増額いたしまして、予算総額を３２億４９３万４，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、環境条例を策定するための業務支援委託料、災害時用の備えとして水中ポンプの購入及び村診療所医師住宅の建物借り上げ料に係る国民健康保険特別会計への繰出金などの費用を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第５５号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第４号）につきまして御説明申し上げます。

１０ページをお開きください。

10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額65万8,000円の増、全額一般財源で、国民健康保険診療所の医師住宅借り上げ料などに伴う国民健康保険特別会計施設勘定繰出金でございます。

3目環境衛生費、補正額220万円の増、全額一般財源で、環境条例策定に伴います環境条例検討委員会の委員報酬15万8,000円、環境条例等作成支援業務委託料200万円などでございます。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額24万8,000円の増、全額一般財源で、災害の備えとして購入します水中ポンプの購入費でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額310万6,000円の増で、財政調整基金繰入金でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今回、医師住宅の借り上げ予算として65万8,000円、お医者さんの住宅を確保するのは最も大事なことだと思うんですけども、今来ていただいている法人が奈良県やとかあちこちで、近隣では奈良県ですけども、こうした住宅をやるというところまでみんなしてるんかどうか、その点をお尋ねします。

○田中議長 和田課長。

○和田健康福祉課長 今、御質問ありました今回地域医療振興協会に指定管理を委託していますけれども、基本的に医師住宅というのは今おっしゃってる他府県も診療所を指定管理されている中で、医師住宅というのは皆さん確保されているということで一応お聞きしています。基本そういう形で医師をこちらへ派遣というか、医師に勤務していただいて、そのときにはもう医師住宅という形はきちっと整えてというのが一応前提としてあるということでお聞きしております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これまで、隣の役場の前の住宅を2階だけということでしたけれども、住宅の一部だけ借りて生活するというのはやりにくいから改めて一軒家を確保していただくということで、村として住宅も保証するということでは仕方がないなというふうに思いま

す。

ただ、この際ちょっとお尋ねしておきたいんですが、これまでのやすらぎ会植田診療所がいただいていたときと比べまして、改めて振興協会さんにやっていただくということになりましてから、いろいろと今まで以上にやっているという、耳に聞こえてくるんです。その点で指定管理料として当初で1,700万円、それからまた機材の購入で1,500万円、これは仕方のないことであろうかと思えますけれども、これだけ投入する中でまだ開設して3カ月した中で、運営状況はどんなんかなという不安もありますので、この際お尋ねしときたいなと思います。

○田中議長 西口参事。

○西口健康福祉課参事 運営状況ということで、受診者数のほうを紹介させていただくということでよろしいでしょうか。

4月から6月で午前中は10人程度、午後は5人程度。また、千早診療所のほうも5人程度受診されています。やすらぎ会さんと比較しまして、大体7割ぐらいの受診者数になっております。受診者数の減については、指定管理者さんが変わられたということである程度想像されていた範囲内かなと思っていますので、今後受診者数がふえるようにということで、必要な方がきちんと受診できるような体制づくりということを協会様と村のほうとドクターのほうで、3者で協議しながら進めていっています。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 私自身も小吹台では診療所がありますので、そちらで診療してますので実際にはこちらは利用したことはないんですけれども、減るというのは仕方のないことだと思いますけれども、今後損失が出た場合、また村が持ち出しするということになりますのでその辺は健康を守るということでは削ることは難しいんですけれども、その辺の、今後常連患者さんなんかはふえていただいたらありがたいことだと思いますけれども、その辺について担当としてどういうふうに考えてはるのか、損失の出ないように私たちは願うわけですが、その辺今後のためにもお聞きしときたいなと思います。

○田中議長 西口参事。

○西口健康福祉課参事 医療機関が少なく高齢者数が多い千早赤阪村としては、受診だけではなくって地域医療のかなめとして診療所のほうの活用を考えております。

また、3カ月たっていろいろ住民の方から要望とかもお聞きしていますので、夜間の診療時間を少し延ばしてほしいであったりとか、往診のことであったりとか、そういったものもお聞きしていますので、今後そういったところにも力を入れて今よりさらにいいふう

にはしていきたいと考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 要望しておきたいと思います。

村の将来において医療機関を確保するということでは、地域医療振興協会さんが入っていただいたというのはありがたいとは思いますが、これまでお世話になってきました植田診療所さんが小吹台にありながら、競合ということも心配するところではありますけれども、私たちは地元でずっとお世話になっているお医者さんに引き続きありますが、改めてこちらの赤阪地域のほうにつきましてはそうした努力をしていただいて、村として損失を負担せなアカンようにならないように努力していただきたいなということでお願いいたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、歳出増合計が310万6,000円の増額ということですが、そちらで200万円、ほぼ3分の2をこちらの環境条例等作成支援業務委託料が占めているということなんですが、こちらの詳しい内訳等を御説明お願いできますでしょうか。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 今回環境条例の策定に当たりまして、近隣市で策定されている、市の方に勉強と言うか、お伺いに上りました。その際にコンサル会社、事業者のほうに支援いただいたということもお伺いいたしまして、コンサル会社から見積もりを徴収させていただきました。

その中で事業の種別といいますか、環境条例に関する動向の把握というところで主任技師1名、あと技師2名、それと市民のワークショップの開催支援計3回程度というところで主任技師が1.5名、あと技師6名、それと検討委員会の開催支援3回程度というところで主任技師1.5名、技師6名、あとは環境条例の素案の作成支援というところで主任技師2名、技師5名というふうな人件費プラス間接経費ということで計上させていただいております。

以上です。

○田中議長 田村議員わかりましたか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第５５号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第５５号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第５５号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第６、議案第５６号平成２９年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５６号は、平成２９年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ６５万８，０００円を追加いたしまして予算総額を３，９７９万７，０００円とするものでございます。

内容につきましては、診療所の医師住宅建物借上げ料等でございます。医師の安定的確保、定着を図るため、医師住宅の借上げを行い、働きやすい環境の整備を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 議案第56号平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の御説明を申し上げます。

歳入歳出事項別明細書、直営診療施設勘定により御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額65万8,000円の増で、診療所医師住宅借り上げに伴う仲介手数料及び9月から来年3月までの賃借料などでございます。財源は、全て一般会計繰入金でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額65万8,000円、一般会計繰入金でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 これは一般会計からの繰り入れ、先ほどの一般会計の補正についても一般会計の基金から全て繰り入れしていますよね。基金がどれだけあるのか、将来どういうふうにしていくのかという、庁舎の建てかえなんかに基金が使われるのかなとも思いますけれども、今回の国保についての繰り入れですね。これは国保の基金残って1億6,000万円ありますけれども、そこから使うということはいいいのか悪いのかわかりませんが、そういうことって考えられるのかどうかお尋ねします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 国民健康保険の基金につきましては、やはり用途といたしましては国民健康保険の被保険者に限定されると思いますので、村の診療所では国民健康保険以外の方も受診されるということですので、基金を使うということは難しいかと考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 国保の基金というのはもちろんそういうことですので、やっぱり国保の加入者に還元やられるべきものだと思いますので、それはそれでこれは正しかったかなということで、国保の積立金の使い方についてはまた今後お話しさせていただきたいと思います。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第５６号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第５６号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第５６号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第７、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第８、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。



本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

以上で臨時会の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、平成29年第3回千早赤阪村議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆さん、御苦労さまでございました。

なお、この後10時55分から全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。10時55分からです。

御苦労さまでした。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定より、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

田 村 陽

議 員

千 福 清 英